

第2回宇都宮市自治基本条例を考える会議提言書検討委員会（概要）

■ 日時

平成20年1月8日（火）

■ 会場

宇都宮市役所 10A会議室

■ 出席者

- ・ 委員 井上委員，小針委員，酒井委員，船津委員，大矢委員，塚原委員（委員名簿順）
- ・ 事務局 行政経営課行政改革担当主幹，行政経営課行政改革グループ係長，管理グループ係長，事務局職員

■ 会議経過

1 開会

2 議事

(1) 今後のスケジュールについて（資料1）

- ・ 事務局より資料説明
- ・ 資料のとおり，今後の検討を進めていくこととした。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

○ 委員

- ・ パブリックコメントはいつになるのか。

● 事務局

- ・ 本年度中に提言書素案がまとまり，来年度に市民との意見交換会を経て，全体会で提言書を調整した後，考える会議から提言を頂くことになる。その後，執行機関で条例素案をまとめた後に，パブリックコメントを実施することとなる。

(2) 提言書のイメージについて（資料2，資料3-1，資料3-2）

- ・ 事務局より資料2の説明
- ・ 市民のわかりやすさ，読みやすさを考慮し，資料2の提言書イメージその2，及び資料3-2をもとに，今後の検討を進めていくこととした。
- ・ 考える会議で熱心に議論してきた背景，理由，経過等を委員長と事務局で作成し，次回までに提示することとした。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

○ 委員

- ・ 市民も提言書を読む。資料３－１に比べ、資料３－２の方が、枠囲みがついており、わかりやすさを優先した見やすいレイアウトで、市民に受け入れられやすいと思う。

○ 委員

- ・ 資料３－２であれば、枠囲みの中だけを読み、要点を掴んでいくことも簡単にできる。

○ 委員

- ・ より詳しく読みたい人はその後で「補足説明等」や「附帯意見等」を読んでいけばよい。

○ 委員

- ・ 必要に応じ、もっと図を入れたらどうか。

○ 委員長

- ・ 資料３－２について一つ感想を言えば、さらっとしていて、インパクトが薄いということか。熱心に会議をしてきた経緯や苦勞してきた部分等を総括して冒頭に入れるべきではないか。

(3) 提言書の内容について（資料３－２）

ア 資料の説明

事務局より、資料３－２について、前回会議資料から変更した以下の点を説明

- ・ （６頁）前文「関東平野に位置し」、「もったいないという心を持ちつつ」
- ・ （１９頁）議員の責務「市民全体の福祉の増進を図るという目的のため」
- ・ （２０頁）市長の責務「市民全体の福祉の増進を図るという目的のため」

イ 議論

- ・ 資料３－２の４頁から１４頁までを議論した。
- ・ 出された意見を整理し、次回までに資料に反映することとした。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

（全体的な事項）

○ 委員

- ・ 宇都宮らしさをはっきり出していくべきであり、条例に盛り込むべき事項の中には書かないとしても、解説文の中ではゴシック体にする等してきちっと明確化していくべきである。

○ 委員長

- ・ 本文に下線や「※」をつけ、その下に注釈をつけたりにしている自治体もある。もう少し工夫があっても良い。図が取り込めるなら取り込んだ方が良い。
- ・ 分科会の検討資料等もまとめて附属資料とした方がよい。詳細な検討の過程がわかる資料は非常に重要

○ 委員

- ・ 議事録や、委員が席上配布した資料もまとめておくべきではないか。
- 長
 - ・ この会議の委員が、これだけ検討した、というその思いがわかる資料をまとめておくことは重要
 - ・ また、条例は解釈がつきもの。解釈の手法の中に、歴史的解釈というものがある。条例の制定経過をたどって、この条文はこのように解釈するのではないかと判断していく。
- 委員
 - ・ 委員の思いを表現するには、シンポジウムのしつらえ、組み方も重要である。
- 委員
 - ・ この会議の検討の経過では、二つの大きな熱の山があった。一つは、必要・不必要の議論である。あと一つは、宇都宮市らしさについてである。この熱を表現する必要がある。
 - ・ 広報班を設置したことから、附属資料の後ろには、ニュースレターもつけておいた方が良い。また、シンポジウムの項目も追加されるであろう。
- 委員長
 - ・ 自治基本条例自身はその性質上、抽象的な文言になっていく。したがって、本来であれば、逐条解説や条例の制定過程は、この会議の委員が詳しく執筆し、本にする等した方が良い。そのようにすれば、一つの運動論として発展していく。少なくとも、この会議の委員全員に、附属資料は配布すべきであるし、市長にも渡すべきである。
 - ・ この会議の委員の思いは非常に熱い。また、この会議は、第1回目に講演したとおり、「宇都宮の歴史にとってエポック的なもの」である。
- 委員
 - ・ 第1回目に集合した私たち委員にとっては、なぜ自治基本条例をつくるのか、というのが最大の疑問であった。その会議で井上委員の講演を聞き、やる気になったところである。その講演をまとめたようなものが、提言書の冒頭に置かれるべきではないか。
- 委員長
 - ・ なぜ自治基本条例が必要なのか。その後どのようにして、検討していこう、という流れになったのか。さらに、「宇都宮市らしさ」を検討していった経緯。それらが表現されればインパクトが出てくるのではないか。

(1 宇都宮市自治基本条例の必要性・意義)

○ 委員長

- ・ さらっとしすぎている。先程の議論のとおり、委員の熱い思いを表現していく必要がある。

○ 委員

- ・ 「市民に汗をかいてもらう必要性の高まり」とあるが、「市民自らが汗をかく必要性の高まり」というように、能動的に記載する必要がある。

(2 基本的な考え方について)

○ 委員長

- ・ 「自治基本条例の必要性・意義」の項と同様、インパクトのある書き方が必要

○ 委員

- ・ 「泥くさい、具体的なものが良い。」という意見に対して、「いや、そうではない。」等と深く議論したことが印象深い。

○ 委員

- ・ この条例を、理念的・抽象的なものとするか、それとも具体的・個別的な事柄を記載したものとするか、という議論をしたことも印象深い。ただし、これらは4頁の枠囲みの中、「目指すべき自治の姿の共有化」等のところにまとめられているか。

○ 委員長

- ・ 枠囲みの外で、要所要所に議論の過程を書いていくことになるか。
- ・ 附属資料には、その議論の過程が入ってくる。だからこそ、附属資料を充実させることは重要

(3 宇都宮市自治基本条例に盛り込むべき内容 第1 前文)

○ 委員

- ・ 「宇都宮市は、日光連山から続く山並みのふもと、関東平野に位置し」とあるのを、「宇都宮市は、関東平野北部に位置し、日光連山から続く山並みのふもと」と表現したらどうか。大きなところから小さなところへ絞っていくように記述した方が良いのではないか。
- ・ 「このようなまち、社会を実現し、市民の福祉を増進していくためには」の「福祉」という言葉にも引っかかりがある。何か別の適切な言葉はないか。何かの法令にこのような文言の使い方があるのか。
- ・ 「二荒の杜」は「二荒の社」ではないことから、前文に入れて特に問題はないと考える。

● 事務局

- ・ 「福祉」については、地方自治法第1条の2に定められている「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、」というところを踏まえて使用し

ている。保健福祉関係で使用する「福祉」を狭義のものとすれば、ここでは「幸せ」や「幸福」に近い、広義のものとして使用している。

○ 委員

- ・ 誤解を招かない、市民に分かりやすい表現である必要がある。

○ 委員長

- ・ 確かに、民生、保健福祉関係の人には狭義の意味でとられやすいかもしれない。

○ 委員

- ・ 「幸せづくり」等はどうか。市民が幸せになることが目標であって、幸せ、幸福の中には、物的なものもあれば、各種の都市計画や、安全・安心なまちづくり等も入ってくるのではないか。結局は、幸せに生きていくということにつながっていくのだと思う。

○ 委員長

- ・ 「市民の福祉」という言葉は、この素案の各所に使用されている。「幸せ」、「幸福」という言葉でいくのが良いかどうかについても、調整をとる必要がある。

○ 委員

- ・ 「市民の福祉」は、何度も使用されている言葉であることから、最後にもう1回振り返ることではどうか。
- ・ 枠囲みの中の「人を敬い、物を大切にする、もったいないという心を持ちつつ」のところであるが、第1分科会では、「もったいない」という言葉は、抑制のイメージが強く、適さないのではないかという意見が多数であった。しかし、全体を通して読んでみると、積極的な資源の利活用ばかりが強調されているような感じを受ける。抑制の考え方、「もったいない」精神を盛り込むことは重要である。ただし、「人を敬い、物を大切にする」、「もったいないという心」と続けると、同じことを繰り返し言及しているように読めるため、整理が必要である。「自治の基本原則」の部分とも合わせて議論したい。

○ 委員

- ・ 「もったいない」を前文に残して、解説に「人を敬い、物を大切にする心」を持っていった方が良いのではないか。宇都宮らしい「もったいない」という言葉を条例本体に残した方が良い。市として全国大会を開催したり、各種の施策を推進していることもある。

○ 委員長

- ・ 地球環境のことを考えれば、抑制の考え方も重要である。この条例は、地球環境のことも視野に入れて良い。

○ 委員

- ・ 宇都宮市はその特性上、二酸化炭素の排出量が多い。自動車産業に携わっておられる市民の方々のことを十分考慮した上で、地球環境問題についても配慮しな

ければならない。

○ 委員

- ・ 6 頁の解説に、「環境に配慮したまち」とあるが、「環境」は非常に広い言葉。「地球環境」とはっきり書く必要があるのではないか。

○ 委員

- ・ 前文に入っても良いのではないか。

○ 委員長

- ・ 少なくとも、地球環境問題は 21 世紀の最大の課題。「地球環境」という言葉は、条例本体のどこかに入れたい。この課題にどのように対応していくか、宇都宮市は世界に発信していくべき。

○ 委員

- ・ 補足説明の「生きるために役立つ新しい何かを求め、なければ創り、手に入れることで幸せを感じており、私たちに共通する思いとして、より新しく、便利で、住みやすいまちを構築していきたいと考えています。」という思いの他に、「今まであったものを守りたい。」という思いも、同じくらい重く議論してきたはず。解説に併記しなければならないと思う。

○ 委員

- ・ 栃木県の県民性として、新しいものを受け入れることに時間がかかるということがよく挙げられる。特に、新しい意見を受け入れることに抵抗があったり、はねのけたりするようなことが見られるとも言われる。第 1 分科会では議論にならなかったか。第 3 分科会では議論になった。

○ 委員

- ・ 新しいものをはねのけるのと、大事なものを守るのは違うと認識している。

○ 委員

- ・ 補足説明の中に、否定的な意味合いのある県民性を記載することは良くない。表現は十分注意しなければならない。「古きよきものを守りながら、新しいものに即応できる・新しいものを受容できる」等の表現であろうか。

○ 委員

- ・ その問題は、地域活動団体の定義の部分にも関連してくる。自治会と他の地域活動団体は同格で意見を表明し、公共的活動に参画するべきであるということ。

○ 委員長

- ・ 県民性とか、都市部である・ないという問題ではなく、その自治会の役員固有の問題であるのかもしれない。

○ 委員

- ・ 枠囲みの中であるが、「古きよきものを守りつつ、未来を見つめ」というように、言葉を挟むという手もある。本文に入れるべきである。

- 委員
 - ・ 枠囲みの中、「私たちは、この地において、未来を見つめ、新しい何かを求め、創っていかうとする中で」の中の、「新しい何か」は極めて漠然としている。「文化」という言葉では置き換えられないだろうか。
- 委員
 - ・ 私は自治会が長いが、地域で話しをするときに、「地域文化」・「生活文化」という言葉を使う。PTA活動等をしっかりやっている人々には理解してもらえと思う。
- 委員
 - ・ 「文化」もかなり漠然としている言葉ではあるが、人間の営みの全てを「文化」と表現することもできるので、良いと思う。もとのまま、「何か」という表現でも良いのだが。
- 委員長
 - ・ この部分は、「文化」という表現で良いのかどうか、非常に難しい。ただ、非常に抽象度の高い文章であるとは言える。「生活文化」という言葉であれば、「文明」に近いものも入ってくるように考えられる。
- 委員
 - ・ 100%を求めようとするとなかなか難しい言葉になるが、わかりやすさを重視して80%で良いと考えれば、「生活文化」という言葉も良いだろう。本当はもっと広い意味なのだが、この方がわかりやすい、ということか。
- 委員長
 - ・ 提言書検討委員会の意見としては、「生活文化」という言葉を使っていくこととする。
- 委員
 - ・ 昔から本市に長く住んでおられた市民の方々の文化と、工業団地等に新しく来られた方々の生活文化は、非常に異なっている。新しい方々は、宇都宮市の人口の半分以上を占めるようになってきている。
- 委員長
 - ・ 附帯意見の中の、「二荒山（の杜）」というところは、「二荒山の社」として、整合性をとった方が良い。
- 委員
 - ・ 「『二荒山の社』については、宗教性があるため、『二荒山の杜』とした。」という書き方が良いのではないか。

（第2 総則 （1）目的）

- 委員
 - ・ 「市民の福祉」については、調整が必要

- 委員長
 - ・ この「市民の福祉」の取扱いは非常に難しい。もともとは、事務局の説明のとおり「市民の幸福」を意味している。十分に検討が必要である。
- (2) 定義
- 委員
 - ・ 「協働」の補足説明が難解である。図で見ればわかるのだが。
- 委員
 - ・ 丸が二つ交わっているところは「官民協働」、左側は「民民協働」という明示があれば分かりやすくなるのではないか。
- 委員
 - ・ 目標が一つであることを書かないと良くないのではないか。ベクトルが一致しているということ。
- 委員
 - ・ 今のままだと、枠囲みの中の協働の定義は、市民と市が共同で事業していることのみと読めるようであり、対して、補足説明では民民協働による事業、市のみの事業も含むように読めるようだ。
- 委員
 - ・ 補足説明のところで、「協働とは」とあるのを、「協働には」とすれば良いのではないか。
- 委員長
 - ・ ここはわかりにくいところではあるが、図の、丸が二つ交わっているところを黒くするなどの工夫をしていけば良いのではないか。
- 委員
 - ・ 図に、「役割分担のもと、市民が行う部分」とあるが、ここが一番市民がなじみにくい部分であるが、今後まちづくりで、重要になっていくのだろう。ここは日本人がまだ慣れていない、下手な部分である。
- 委員長
 - ・ それについては、後のパートで議論することとなると思う。ここではペンディングとしたい。
- 委員
 - ・ 地域活動団体の定義であるが、「自治会その他の」とある。ここは、「自治会をはじめとする」と修正した方が良いのではないか。自治会は地域で最も有力な団体ではあるが、「その他の」と表現すると、他の団体を小さく見ているようにも読める。
- 委員長
 - ・ 法令用語としては、「その他の」という言葉はそのような意味ではないのだが、

市民のわかりやすさを考えれば、「自治会をはじめとする」という表現が良い。「自治会等」では、「等」の中に他の団体が含まれるのか、という議論になる。全部平等に書こうとして突き詰めると、自治会という例示を出さない、ということにもなる。

○ 委員

- ・ 自治会は、加入率アップのための取組をしている。「自治会をはじめとする」という表現で条例に盛り込むことはその流れにも合う。

○ 委員長

- ・ 阪神淡路大震災の前後、NPO等のテーマ型の活動団体が脚光を浴びた頃、自治会の存在価値が疑問視されたこともあった。しかし、自治会はやはり強い。自治を考える上でなくてはならない役割を担っている。

((3)この条例の位置付け)

○ 委員長

- ・ 「この条例の趣旨を尊重しなければならない。」とあるが、ここに「最大限」という言葉を入れ、「この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。」としたいところである。「最高規範」という言葉を使わず、また、「最大限」という言葉も使わないとすると、この条例を尊重すべき度合いが極めて弱く受け取られてしまう可能性がある。十分に検討すべきである。

(第3 自治の理念と基本原則 第1節 自治の理念)

○ 委員長

- ・ 現在の書き方では、「市民主体のまちづくりを確立すること」が、「市民の福祉をさらに増進していくこと」の手段になっている。市民の福祉を増進していくことはあたりまえであって、自治基本条例の最大の目的は、「市民主体のまちづくりを確立すること」。地方分権が進展していく中では、「市民自治」、「住民自治」の確立が最も重要である。そのために、市民、議会、執行機関の権利・責務を規定するきまりごと、ルールとして条例を制定するわけである。この部分は、「市民主体のまちづくりを確立し、市民の福祉をさらに増進していくことを目指す」と書くべきである。

(第2節 自治の基本原則)

○ 委員

- ・ 「社会資源の利活用等」のところでは、資源の利活用とともに、抑制に関すること、すなわち「もったいない」ということも謳っていく必要があるのではないか。また、補足説明で、「自然環境」という言葉があるが、「地球環境」と置き換えても良いのではないか。

○ 委員

- ・ 昔は資源を「人、物、金」と表現していたが、昨今は、「人、物、金（かね）

情報」と表現することも多い。情報も貴重である。

- ・ 14頁の「情報の共有」の附帯意見に、『独居高齢者の災害救助』に必要となる個人情報」とあるが、『独居高齢者の災害救助』等，人命に関わる個人情報」とすべきである。

○ 委員長

- ・ 昨今，個人情報保護に対し，市民が過度に反応しているきらいがある。情報取扱い件数が5，000件未満の場合，個人情報保護法は適用にならない。

○ 委員

- ・ 「人づくり」の補足説明のところ，「子育てが，自治を担う各主体が協力して，地域社会において行われるべきであることが別項で規定されています。」とあるが，「子育てについては，自治を担う各主体が協力して，地域社会において行われるべきであることを，別項で規定しています。」と修正した方が読みやすい。

3 その他

事務局から，次回日程について説明

4 閉会